

新型コロナウイルスに係る 上下水道料金の支払猶予について

中野市では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により上下水道料金等の支払いが困難な方に対し、次のとおり支払猶予を行います。

1 支払猶予内容及び手続方法

対象期間	猶予内容	手続方法
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	納期限より最長5か月猶予 ※延滞金等は徴収しません	上下水道料金の支払い猶予申請書（新型コロナウイルス感染症）を提出 収入の減少を証明する資料（前年比の給料明細等の写し）があれば添付

2 書類の提出先

中野市役所3階 上下水道課営業係

お問い合わせ

中野市 建設水道部 上下水道課 営業係
電話 0269-22-2111（内線 281・284）